第23回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時:令和3年3月9日(火) 13時00分 ~ 時 分

場所:第4委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員 西田委員、西村委員

【監查委員】道下議員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

- 1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について
 - (1) 条例改正の新旧対照表
 - (2) 議会改革に関する検討結果 第5回報告書(案)
- 2 政策討論会のあり方について
- 3 議員選出監査委員の廃止について
- 4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について
- 5 その他
- ・陳情の取扱いについて

浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(目的)	(目的)
第1条 この条例は	第1条 この条例は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34
、市政が市民の厳粛な信託によるものであ	号)第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるもので
ることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員(以下	あることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員(以下
「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定	「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定
めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立	めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立
と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべき	と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべき
ことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを	ことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを
目的とする。	目的とする。
(政治倫理基準の遵守等)	(政治倫理基準の遵守等)
第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
(1) \sim (3) 〔略〕	(1)~(3) 〔略〕
〔新設〕	<u>(4)</u> ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快に
	させ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをい
	<u>う。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u>
<u>(4)</u> 〔略〕	<u>(5)</u> 〔略〕
<u>(5)</u> 〔略〕	<u>(6)</u> 〔略〕
2. 〔略〕	2 〔略〕
(審査請求)	(審査請求)
第5条 議員 <u>は、</u>	第5条 議員 又は、市民(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条
	│ │ の規定による選挙人名簿の登録が行われた直近の選挙において、選
	の規定による選手八石海の豆螺が刊れれた但近の選手において、選
項の規定に違反する疑いがあると思料するとき は、	 挙人名簿に登録された者(議員を除く。)をいう。)は、 第3条第1
	<u> 子ハロ舟に豆螺で10/2日(酸貝で啄ヽ。/ でいり。/ は、</u> 知3未知1
	項の規定に違反する疑いがあると思料するとき 又は、市民(公職選

現行	改正後(案)
	挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登
	録が行われた直近の選挙において、選挙人名簿に登録された者(議
	員を除く。)をいう。)は、 議長に対し、審査を請求することができる。
2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、 議員2人以上が	2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、 次の各号に掲
連署する書面	<u>げる当該請求をする者の区分に応じ、当該各号に定める書面を議長</u>
により行わなければならない。	<u>に提出すること</u> により行わなければならない。
〔新設〕	<u>(1)</u> 議員 議員2人以上が連署する書面
〔新設〕	(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面
(審査会の委員)	(審査会の委員)
第8条 審査会の委員は、 <u>13人以内</u> とする。	第8条 審査会の委員は、 <u>6人</u> とする。
2 委員は、議長が 議員のうちから 任命す	2 委員は、議長が 識見者又は議員のうちから委嘱し、又は 任命す
る。	る。
3 委員の任期は、 議員の任期 とする。	3 委員の任期は、 当該審査に要する間 とする。
4・5 〔略〕	4・5 〔略〕
(審査結果の報告等)	(審査結果の報告等)
第13条 〔略〕	第13条 〔略〕
2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議	2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議
員及び審査対象議員に通知するとともに、公表し	員 又は市民の代表者 及び審査対象議員に通知するとともに、公表し
なければならない。	なければならない。
(<u>調査審議手続等の非公開</u>)	(<u>審査会の公開</u>)
第14条 審査会の行う会議 又は調査審議の手続は、公開しない 。ただ	第14条 審査会の行う会議 <u>は、公開する</u> 。ただ
し、出席委員の <u>過半数</u> の同意があるときは、 この限りでない	し、出席委員の 3分の2以上 の同意があるときは、 <u>非公開とすること</u>
	<u>ができる</u> 。

(案)

議会改革に関する検討結果

第5回報告書

令和 3 年 3 月 議員定数等議会改革推進特別委員会 浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について (第5回報告)

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知また は関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

「議会基本条例と政治倫理条例のすり合わせをしてほしい。議会基本条例では、市民参加の開かれた議会とうたっているにもかかわらず、政治倫理条例では、市民不参加(議員のみ参加)で、原則非公開である。」という内容の陳情が議会運営委員会で採択されたことに伴い、浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例の整合性を検討し、整合性のとれていない内容や新たに追加が必要な項目を調査・検討し、以下について結論を得た。

1. 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動するという 議会基本条例の理念に基づき、次の(1)から(5)について、改正・追加する。 *参考:「浜田市議会議員政治倫理条例 新旧対照表(案)」(別添のとおり)

(1) 審査請求 (第5条) について

議員だけではなく、市民からも請求できることとし、議員の場合は2人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を要する。

(2) 審査会の委員(第8条)について

審査会の委員は6人とし、識見者又は議員から議長が委嘱する。

(3) 審査会の公開(第14条)について

審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出 席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(4) 議員政治倫理条例の目的へ議会基本条例を明記することについて(第1条)

議会や議員の活動原則を議会基本条例で定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより明確にするため、議員 政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する。

(5) 政治倫理基準の追加について (第3条)

他市の規定等を参考に検討した結果、議員が、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定も必要と判断し、「ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」という基準を追加する。

2. 浜田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について

浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正に伴い、その施行に関する必要事項 を定めた規程についても改正する。

○浜田市議会政策討論会規程

平成24年6月4日 議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号) 第107条第4項の規定に基づき、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例 第34号)第12条の規定により開催する政策討論会(以下「討論会」という。) の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会訓令2.一部改正)

(議事の主宰者)

第2条 討論会の議事は、議長が主宰する。

(討論会の開催)

議会は、市政に関する重要な政策及び 課題に対して、議会としての共通認識 の醸成を図り、合意形成を得るため、 政策討論会を開催するものとする。

第3条 討論会は、政策討論会幹事会の要請に基づき開催するものとする。 (議事運営)

- 第4条 討論会の討論の議題を提案した者(以下「提案者」という。)は、討論会において、提案理由等必要な事項を説明するものとする。
- 2 提案者は、討論会において、議長の許可を得て必要と認める資料を提出す ることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の者を討論会に出席させて 意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(討論結果等の報告)

第5条 議長は、議題の討論が終了したときは、速やかに討論結果等報告書(討論会において取りまとめられた結論及び討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等(以下「討論結果等」という。)を 取りまとめたものをいう。)を全ての議員に配布するものとする。

(討論結果等の活用)

- 第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。
 - (1) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
 - (2) 市長その他の執行機関への政策提言
 - (3) その他議会における政策形成への反映

(討論会の傍聴)

第7条 討論会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程(平成17年浜田 市議会告示第1号)の例による。

(記録の作成)

- 第8条 議長は、事務局職員に、討論会の概要、出席議員の氏名等必要な事項 を記載した記録(以下「討論会記録」という。)を作成させなければなら ない。
- 2 討論会記録は、議長が保管する。

(討論会記録の公開)

第9条 討論会記録は、特に秘密を要すると討論会が決定した部分を除き一般 に公開する。

(討論会記録の保存年限)

第10条 討論会記録の保存年限は、10年とする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、 議長が会議に諮り定める。

附則

この訓令は、平成24年6月4日から施行する。

附 則 (平成25年11月1日議会訓令第2号)

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

○浜田市議会政策討論会幹事会規程

平成24年6月4日 議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号) 第107条第4項の規定に基づき、政策討論会幹事会(以下「幹事会」という。) の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会訓令2・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第2条 幹事会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、幹事会において互選する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事の主宰者)

第3条 幹事会の議事は、会長が主宰する。

(討論議題の提案)

- 第4条 議員は、政策討論会の討論の議題(以下「討論議題」という。)を提案しようとするときは、政策討論会議題提案書(以下「討論議題提案書」という。)にその提案理由、資料等を添え、会長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、会派又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別 委員会が討論議題を提案しようとするときは、会派の代表者又は委員長が 討論議題提案書にその提案理由、資料等を添え、会長に提出しなければな らない。

(討論議題の決定)

第5条 会長は、前条の規定により討論議題提案書の提出があったときは、速 やかに会議を招集し、内容を検討し、討論議題とすべきものかどうかを決 定する。この場合において、当該決定は、幹事会における全員の一致をも って行うものとする。

(政策討論会の開催要請)

第6条 会長は、前条の規定により討論議題を決定したときは、当該討論議題 について政策討論会の開催を議長に要請するものとする。

(幹事会の傍聴)

第7条 幹事会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程(平成17年浜田

市議会告示第1号)の例による。

(記録の作成)

- 第8条 会長は、事務局職員に、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を 記載した記録(以下「幹事会記録」という。)を作成させ、議長に提出し なければならない。
- 2 幹事会記録は、議長が保管する。

(幹事会記録の公開)

第9条 幹事会記録は、特に秘密を要すると幹事会が決定した部分を除き一般 に公開する。

(幹事会記録の保存年限)

第10条 幹事会記録の保存年限は、10年とする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、 会長が会議に諮り定める。

附則

この訓令は、平成24年6月4日から施行する。

附 則(平成25年11月1日議会訓令第2号)

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

政

策

討

論

슺

政策討論会幹事会・政策討論会のフロー

【討論議題の提案】 幹事会規程第4条

- ① 議員が政策討論会議題提案書を政策討論会幹事会 会長へ提出
- ② 会派の代表・各委員会の委員長が政策討論会議題 提案書を政策討論会幹事会会長へ提出
 - *提案理由、資料等を添えて

【**討論議題の決定**】 幹事会規程第5条

幹事会会長は政策討論会幹事会を招集

- 議題提案書の内容検討
- 討論の議題とすべきかどうかを決定
- * 討論の議題は幹事会における全員の一致をもって決す る

◎政策討論会幹事会の構成

会派から選出された議員(1会派1議員)+ 会派に属さない議員

- *選出届を提出
- *変更があった場合は変更届を提出

◎幹事会の正副会長 幹事の互選で決定

◎政策討論会の構成 全議員

◎政策討論会の主宰 議長

【討論会の開催要請】 幹事会規程第6条

幹事会会長は政策討論会の開催を議長に要請



【討論会の開催】 討論会規程第3条

議長は幹事会の要請に基づき政策討論会を開催

【議事運営】 討論会規程第4条

- 提案者は、提案理由など必要な事項を説明する
- ・提案者は、必要と認める資料を提出できる(議長の許可必要)
- 議長は議員以外の者を討論会に出席させて意見を聴き、資料の提出を求めることができる

【**討論結果等の報告**】 討論会規程第5条

議題の討論終了後、討論結果等報告書を作成する

討論結果等報告書

- ① 討論会において取りまとめられた結論
- ② 討論会において出された意見
- ③ その他討論の過程で明らかとなった課題等

議長は討論結果等報告書を全議員に配布

【討論結果等の活用】

討論会規程第6条

議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

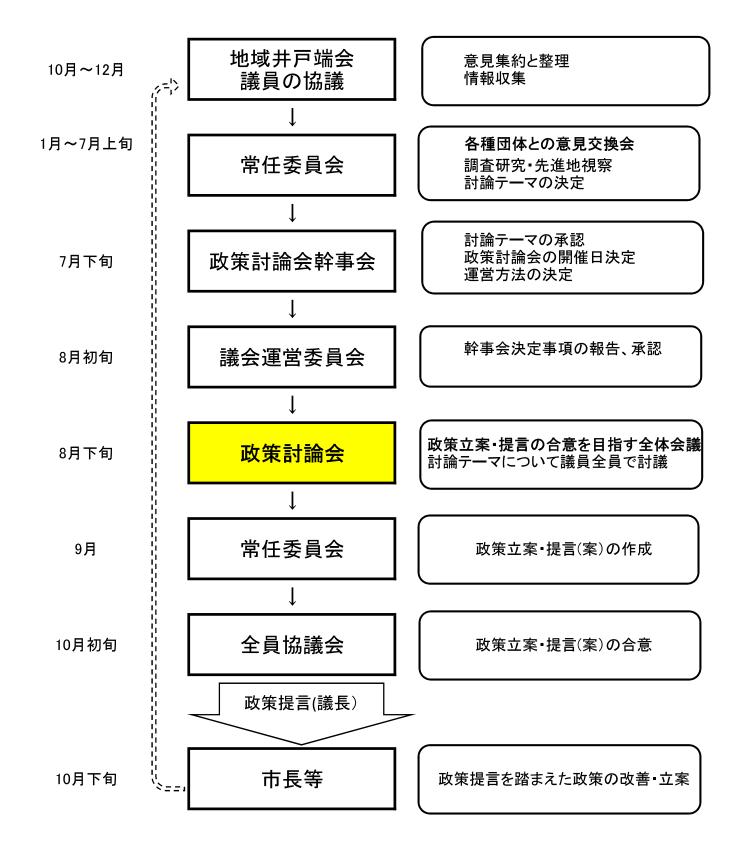
- ① 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
- ② 執行機関への政策提言
- ③ その他議会における政策形成への反映

【その他】 討論会規程第11条 討論会の運営に関し必要な事項は、議長が討論会の会議に諮り定める

【**幹事会・討論会の記録**】 幹事会規程第8条・討論会規程第8条

会長・議長は事務局職員に幹事会記録・討論会記録を作成させる

令和元年度 浜田市議会 政策討論会 政策形成フロー図(案)



監査委員について

- 1 監査委員の役割(資料①-1から①-3(総務省作成資料))
- 2 監査委員の設置 (資料②(総務省作成))
 - (1) 昭和22年地方自治法制定

市は条例で2人監査委員を置くことができ(第195条)、長が議会の同意を得て議員 及び学識経験を有する者の中から、各々同数選任しなければならならない(第196条) とされた。

- (2) 昭和23年地方自治法改正 市は条例で監査委員の定数を4人とすることができる(第195条)とした。
- (3) 昭和27年地方自治法改正

監査委員の定数は、都道府県は4人、市は2人とする。ただし、政令で指定する市は 条例で4人とすることができる(第195条)とした。

- (4) 地方自治法 昭和39年4月1日施行
- ①監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市は4人とし、その他の市は条例で3人又は2人とし、町村は2人又は1人とする(第195条)とした。
- ②長が議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有するもの及び議員のうちから選任し、議員のうちから選任する監査委員の数は、 監査委員の定数が 4 人のときは 2 人又は 1 人、3 人以内のときは 1 人とする(第 196 条)とした。
- (5) 地方自治法 平成 18 年 6 月 7 日施行
 - ①監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市は4人、その他の市及び町村は2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる(第195条)とした。
 - ②監査委員は、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するもの及び議員のうちから、議員のうちからこれを選任する。議員のうちから選任する監査委員の数は、都道県及び政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては一人とする(第196条)とした。
- (6) 地方自治法 平成 30 年 4 月 1 日施行 監査委員は、長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管

理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる(第196条)とした。

3 監査委員の業務(資料③、資料④)

(1) 定期監査(地方自治法第199条第1項及び第4項)

予算の執行、収入、支出、契約、財務管理などの市の財務に関する事務の執行が、法 令等の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、経済性、効率 性、有効性の観点にも充分留意して実施する。

(2) 随時監査(地方自治法第199条第5項)

定期監査を保管するものとして、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 について、監査委員が必要と認めるときに実施する。

(3) 行政監査(地方自治法第199条第2項)

財務に関する監査のほか、監査委員は必要があると認めるときは、法令等に従って適 正に処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか など、経済性、効率性、有効性といった観点から実施する。

(4) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときは、市が補助金、交付金、 負担金などの財政的支援を与えている団体等に対して、出納その他関連する事務の執行 が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(5) 住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条第1項)

市長、又はその他の職員について違法もしくは不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について行う。

(6) 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項) 会計管理者、公営企業管理者等が調整した決算について、決算書等の関係諸表の計数の 正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われて いるかどうかを主眼とし実施する。

(7) 基金運用状況審査(地方自治法第241条第5項)

基金の運用状況について、計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ 効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。 (8) 健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条)

地方公共団体の財務の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質交際費比率、将来負担比率の四指標)及び公営企業における資金不足比率が同法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかを審査する。

(9) 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

毎月 1 回、会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。)の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

4 その他参考資料

資料⑤ 浜田市監査委員が参加した研修一覧(平成29年11月~令和2年度)

平成28年3月16日付地方制度調査会が内閣総理大臣に提出した人口減少社会に的確に 対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申(抜粋)

議選監査委員のあり方

議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。

地方自治法(平成30年4月1日施行)

〔選任及び兼職禁止〕

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共 団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以 下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で 議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、 少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつ た者でなければならない。
- ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少な くとも一人以上は、常勤としなければならない。
- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

•

監査委員の役割・構成

O 監査委員の役割

- 監査委員は、主に、地方公共団体の財務事務の執行や経営に係る事業の管理について 監査を行わなければならないとされているほか、行政事務一般についても監査を行うことができることとされているもの。
- ・ 監査委員の監査は、これらの事務の適法性・能率性の確保を図る観点から行われているもの。

〇 監査委員の構成

	定数 (§195②)	内訳(§ 196①)
都道府県	4人※1	議員1人の場合は、識見を有する者3人※2
人口25万以上の市		議員2人の場合は、識見を有する者2人※2
市町村	2人※1	議員1人、識見を有する者1人※2

- ※1 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。
- ※2 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】(§196②)

○ 監査委員制度の基本的な考え方(制度創設時の趣旨説明)

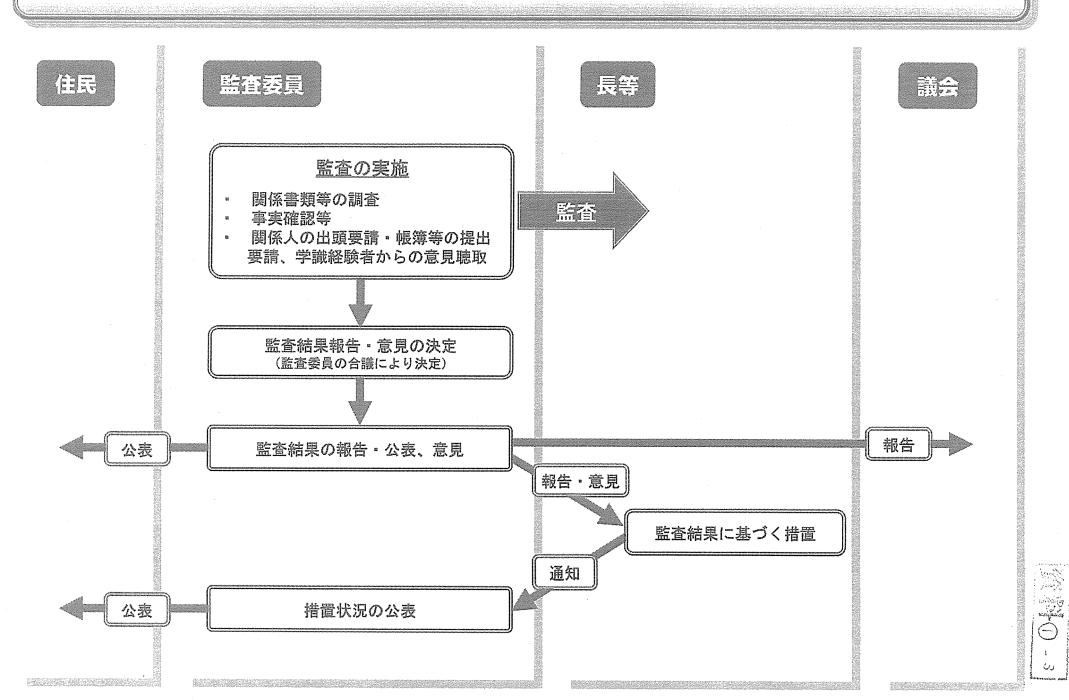
地方自治団体の活動の範囲が拡張されるに従ひまして、其の行政事務の執行はあくまでも 公正を確保せしめ、いやしくも専恣に流るるが如きことなからしめることが必要であります、 (略)

地方団体の住民又は地方議会は執行機関の行政事務の執行を常に監査する權限を与へられて居るのでありますが、何分にも地方自治団体の執行する行政事務は複雑多岐に亘って居るのであり、其の執行の適否は住民の権威と専門的知識を兼ね備へた常置機関の精密な監査に依らなければ、正確なる判定を下すことは困難であります、此の趣旨に於きまして新たに監査委員を設けることとし、地方自治団体の行政事務全般の監査に当らせることと致したのであります、(略)

地方自治団体、特に都道府県及び大都市の処理する事務が広汎繁多となるに従ひまして、 其の事務、事業の執行の状況を審査して非違を正し、地方の住民及び議会に常に公共事務の 内容の実際についての資料を提供せしめますることは、地方自治団体の事務執行の公正と能 率の向上とを図る上に欠くべからざることでありますばかりでなく、地方の住民及び議会に 対して自治に対する責任と自覚とを喚起する上にも必要と考へられるのであります、監査委 員は斯かる目的の為に設置せられるものであり、地方自治団体の首長が地方議会の同意を得 まして、地方議会の議員又は学識経験ある者の中から各各一人乃至三人づつ之を選任するの であります、(略)

(昭和21年7月5日衆議院本会議における大村内務大臣による東京都制の一部を改正する法律案、市制の一部を改正する法律案、町村制の一部を改正する法律案及び府県制の一部を改正する法律案の提案理由説明から抜粋)

監査委員による監査の流れ

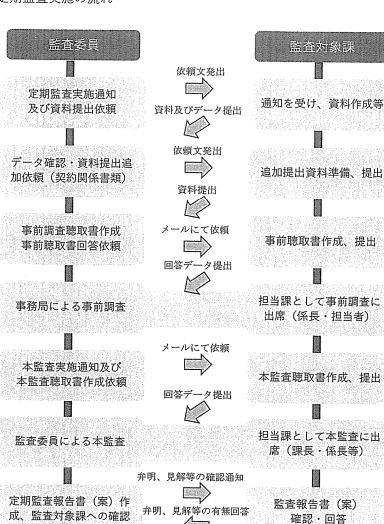


監査に関する制度改正の主な沿革

				監	監査制度 查委員				Al man for Laboration 11.
			定数	₹•選任等				外部監査	住民監査請求 ・住民訴訟
	都道府県	तंत्र	町村	識見・護選 の割合	OB制限	常勤 •非常勤	職務権限等) Lubrar er	L L L L L L L L L L L L L L L L L L L
昭和22年 (地方自治法制 定)	4人(必置)	2人 (条例で任意)	2人 (条例で任意)	各同数			 ・経営に係る事業の管理、出納その他の事務の執行の監査 (定期監査、直接請求監査、所轄行政庁・議会の要求による監査、随時監査、出納の月例検査、出納の臨時検査) ・決算の審査 		
昭和23年 昭和25年		条例で4人に可能					・財政援助団体等(補助金等)の監査 を追加 ・出納職員の賠償責任の監査を追加		・ 創設 (違法・不当な公金の支出 等に対する監査請求及び 訴訟)
昭和27年		人口10万人以 上及び地方公営 企業を有する市 に限り条例で4人				一			
昭和31年		に可能	0.1.7.144.1	 ・都道府県及び人			・長による要求監査を追加 ・財政援助団体等(出資団体)の 監査を追加		
昭和38年		3人又は2人 (必置) ※ただし人口25万以	2人又は1人 (必置)	ロ25万以上の 市は議選2人			・広く財務事務一般を監査		・拡充 住民監査請求:
昭和61年		米/ジェレ人ロ20万以 上の市は4人(必 置)		又は1人・その他市町村は	WEER IOLD	######################################	・公有地信託の受託者の監査を追加・行政監査の追加		(対象となる行為の主体 及び種類の明確化等)
平成3年				護選1人	識見委員が2人以 上の場合、そのうち 1人以上はOB(退 職後5年間)でない 者	都道府県及び人口 25万以上の市は識 見委員のうち1人以 上は常勤	・行政監督の追加・議会による機関委任事務の要求監査を追加・公の施設の管理受託者の監査を追加		住民訴訟: (訴訟提起の要件の明確 化、訴訟類型の整理等)
平成9年 平成11年			2人 (必置)		識見委員が2人以上 の場合、そのうちOB は1人以下		Like DD 200, for what Why on John J. Law 11/2 "Clanage Arts"	・ 創設 (一定の資格 を有する外部 の専門家によ	
平成14年							・機関委任事務の廃止に伴う監査範 囲の拡大 ・主務大臣等による要求監査の廃止	る監査を追加)	● 拡充
平成14年		▼ 2人(必置) ※人口25万以上の市							住民訴訟: (長個人を被告とする代 位訴訟から執行機関を被 告とする義務付け訴訟
	A Init	は4人(必置) で識見委員の数を増り	n Tét					1 1	(A)







※ 総務課等から

通知があります。

措置回答提出

報告書通知を受け、

改善措置等実施

措置回答作成・提出

報告書確定、市長(教育

長等) 議長へ通知→告示

措置回答確認→告示

監査委員事務局職員による事前調査です。 事務処理の流れが分かる担当者等の出席を 想定しています。 監査委員による本監査です。 所属長の出席をお願いしています。

事前調査及び本監査での回答内容等を反映して、報告書(案)を作成しますが、説明の反映や記載内容及び表現等について弁明、見解等の有無を確認します。場合によっては弁明、見解等の陳述の場を設けます。

報告書に改善を要する事項として記載された内容 について、事務改善を実施し、改善後は、措置回答 の作成を行い、通知するようお願いしています。

監查執行計画 (概要)

監貨執行	1 1 1 1 1 1	(1945年)		_								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事務局庶務	監査 計画 公表							監査 委員 交代 ※				次年度 監査計 画作成
定例監査	4		毎月	5日、	15日(閉庁の打	 場合はそ 	一の翌日)実施			à -
例月出納検 査	4		后		 類確認 20 日 (関					司)		
定期監査			U		-			を3グパループロ				意見書提出
決算審查 (一般会 計、特別会 計)					意見 書提 出							*
決算審查 (公営企業会計)		y	4		意見 書提							
財政課判断比率審査			***************************************		意見 書提 出					-		
基金運用状況審査			4		意見書提出							
財政援助団体等監査						€.			aal sa seen aan aan aan aan aan aan aan aan aan		意見書提出	

※監査委員の交代は4年に1度であるが、慣例として議選監査委員は2年で交代している。

監査委員参加研修(平成29年11月~令和元年度)

年度	目にち	研修名	用務地	主催者	内容
29		第65回西日本都市監査事務 研修	北九州市	西日本都市監査委員会	①西日本都市監査委員会総会 ②各都市から出された研究課題に対し総務省自治行政局行政課担当係長による見解回答。 ③総務省自治行政局長による講義「これからの地方自治体をめぐる課題について」
	2月13日~2 月14日	地方自治体監査の基礎実務	名古屋市	一般社団法人日 本経営協会	地方自治体監査の基礎実務 講師:公認会計士・税理士 都井清史
	5月11日	第81回山陰都市監査委員会 定例会		山陰都市監査委 員会	①定例会総会 ②講演「監査委員監査の課題解決に向けた提言-遅刻地方自治体における内部監査からの示唆-」 講師:公立大学法人福知山公立大学 地域経営学部 准教授 井上直樹
	5月25日	第69回中国都市監査委員会 総会・研修会	東広島市	中国都市監査委員会	①中国都市監査委員会総会 ②講演「今後の監査制度の充実強化の可能性」講師:日本大学経済学部教授 石川恵子
30		平成30年度全国都市監査委 員会総会・研修会	福井市	全国都市監査委員会	①全国都市監査委員会総会 ②研究発表「行政監査及び内部統制に対する監査について」 ③基調講演「分権・集権のなかでの自治体監査の役割」講師:東京大学大学院教授 金井利之 ④分科会「内部統制と内部監査委」代表監査委員出席 「地方自治改正を踏まえた自治体における内部統制構築の課題」議選監査委員出席 「住民監査請求の要件審査」事務局長出席 ⑤全体研修「これからの地方公共団体を巡る課題について〜地方公共団体における内部統制・監査を中心に〜」講師:総務省自治行政局行政課理事官 内海隆明
	8月9日	平成30年度島根県市町村監 査委員研修会	松江市	島根県町村監査 委員会	講演「財務書類4表の読み方・活用法と監査」 講師:学校法人青山学院常任理事・青山大学名誉教授 一般社団法人青山公会計公監査研究機構理 事長 東京有明医療大学客員教授・公認会計士 鈴木豊
		第66回西日本都市監査事務 研修	周南市	西日本都市監査委員会	①西日本都市監査委員会総会 ②各都市から出された研究課題に対し総務省自治行政局行政課担当係長による見解回答。 ③総務省自治行政局行政課監査制度専門官による講義「地方自治法改正に伴う内部統制の整備・運用及び監査制度の充実強化」
		平成30年度監査委員特別講 座	千葉市	市町村アカデミー	1日目①「監査制度充実強化の意義、監査基準のあり方」 講師:日本大学経済学部教授 石川恵子 2日目①「監査と内部統制」グループ討議 講師:大阪市立大学大学院教授 遠藤尚秀 ②「住民監査請求・住民訴訟制度」グループ討議 講師:北九州大学大学院教授 田中孝男 3日目①「大阪市行政委員会の取り組み」 講師:大阪市行政委員会の取り組み」 講師:大阪市行政委員会事務局課長 浅野英樹 ②「法律背景と監査委員のあるべき姿」 講師:愛媛県砥部町代表監査委員 景浦浩二

	5月17日	第82回山陰都市監査委員会 定例会	境港市	山陰都市監査委 員会	①定例会総会 ②講演「自治体における財務管理と内部統制構築上の課題」 講師:福山大学経済学部 講師 関下弘樹
	5月24日	第70回中国都市監査委員会 総会・研修会	倉吉市		①中国都市監査委員会総会 ②講演「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインーその概要-」 講師:関西学院大学大学院ビジネススクール教授 博士(商学)公認会計士 英国勅許公共財財務 会計協会日本支部代表理事 石原俊彦
元		令和元年度全国都市監査委 員会総会・研修会	長野市	全国都市監査委 員会	①全国都市監査委員会総会 ②研究発表「例月現金出納検査について」 ③基調講演「世界銀行におけるリスクマネジメントから見た自治体監査の考察について」 講師:東京大学未来ビジョン研究センター教授 仲浩史 ④分科会「不正リスクへの感度向上」議選監査委員出席 「サイバーレジリエンス強化への取組〜教訓を風化させないために〜」事務局職員出席 「住民監査請求と住民訴訟〜実務の留意点」代表監査委員出席 ⑤全体研修「監査基準(案)及び実施要領について」 講師:総務省自治行政局行政課監査制度専門官 矢部祐介
	11月13日~ 11月15日	第67回西日本都市監査事務研修			①西日本都市監査委員会総会 ②各都市から出された研究課題に対し総務省自治行政局行政課担当係長による見解回答。 ③総務省自治行政局行政課行政書士係長による講義「監査基準(案)及び実施要領について」 感染なよ地域への研修参加を取りやめています。

※令和2年からは、コロナ感染症が心配されるため、研修会等中止、または感染拡大地域への研修参加を取りやめています。